

電波法の一部を改正する法律案

[議事録1/4]

補助事業追加と累積黒字に対する見解

- ・補助事業の追加が無線局全体の受益となる理由
- ・電波利用料の累積黒字額とその在り方
- ・受益と負担のバランスの適正化の在り方

○吉川沙織君

民主党の吉川沙織でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

この6年間、一貫して消防防災体制の在り方、消防費の予算等について質疑を重ねてまいりましたが、今回も電波法改正案の内容に主眼を置きつつも、国民の生命、身体、財産を守る観点から質疑をさせていただきます。

さて、今回の電波法改正は、電波利用料の使途に新たに防災行政無線、消防救急無線のデジタル化に要する費用の補助を行うものですが、そもそも電波利用料とは、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局免許人等に対し負担を求める制度です。

防災行政無線、消防救急無線のデジタル化が無線局全体の受益に資するのかどうか、まず最初に伺います。



○政府参考人(吉良裕臣君)

お答え申し上げます。

免許人等から徴収する電波利用料を充てることができるのは、電波の適正な利用の確保に関して総務

大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用に限られております。



今回ですが、アナログ方式の防災行政無線と消防救急無線が使用している150MHz帯と、アナログ方式の防災行政無線が使用している400MHz帯は、例えば列車無線や電気事業用無線等の各種業務用無線に割り当てられておりまして、周波数の余裕がない中、これらの無線システムの中には、チャンネルの増加やデータ伝送の実現といったような高度化ニーズに十分こたえていないものがございます。

こうした状況下におきまして、150MHz帯と400MHz帯を使用する防災行政無線と消防救急無線をデジタル化して260MHz帯へ移行することによりまして、有限希少な電波資源を効率的に活用することができ、周波数の更なる逼迫の回避や空き周波数の確保を通じまして、無線局全体への受益につながるものでございます。

以上によりまして、本施策は電波利用財源により措置するものでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君

電波法第103条第3第2項によりますと、平成5年度に電波利用料制度が創設されて、それ以降、累積黒字というものが出ております。次年度以降の電波利用共益費用の財源に充てられることとなっていますが、私、5年前の5月14日に電波法改正の本会議質疑でこの点について問いましたところ、当時の総務大臣は、平成18年度末の累積黒字217億円と答弁されました。現在の累積黒字額について伺います。

○政府参考人(吉良裕臣君)

お答え申し上げます。

平成23年度末時点におきます電波利用料の歳入と歳出の差額の累積額は約356億円でございます。差額が発生している主な理由としましては、スマートフォンを始めといたしまして、無線局の急速な普及等によりまして歳入が想定以上に増加したというようなことが挙げられるわけでございます。

○吉川沙織君

ちなみに、この356億円、歳入と歳出の差額ですけれども、どこかに基金として積み立てられているのでしょうか。いるかいないかだけで結構です。

○政府参考人(吉良裕臣君)

これは、差額分については当該年度の国的一般会計における他の経費に充てられることになっておりまして、この差額は、電波法に基づきまして、差額の合計額の一部又は全部を総務大臣が財政当局に対して予算要求できるという制度になっておりまして、必要に応じてこの制度を活用していくということになるわけでございます。

○吉川沙織君

つまり、今答弁いただいたのは電波法第103条の3第2項の規定で、将来必要になったときに総務大臣が財務大臣に対して要るものを手当てしてくださいと言えば要求できるということですが、結局、歳入超過分というのは、今の一般会計の中でほかの一般財源同様に政府の各施策で使われてしまっているということが言えると思います。つまり、一般財源が電波利用料から無利子で借錢していると言っても過言ではないような状況にあります。



今御答弁いただきましたとおり、電波利用は増えて電波利用料収入も増えています。そうなりますと、地デジ対策のような大規模かつ緊急な電波施策の実施の必要性でもない限りは、歳入と歳出の差額を下さいということはないんじゃないかなと思います。

電波利用料制度は、先ほど最初に申し上げましたとおり受益者負担の制度であり、累積黒字の増大は負担が受益を上回っているというような状況でもあります。ですから、受益と負担のバランスの適正化、図っていくことも一考に値するのではないかと思いますが、大臣の見解伺います。

○国務大臣(新藤義孝君)

それは理論的にそういう性格を持っているということだと思うんです。そして、いかに適正にこのバランスを取っていくかということだと思っております。

そして、当初は確かに、平成5年度の導入当初、これは不法電波の監視と無線局データベースの構築、運用が使途ということでございました。しかし、その後の電波利用の急速な拡大、そして電波の逼迫状況を解消する、こういう目的を持ちまして、電波有効利用の技術開発それから地上デジタルテレビ放送への移行対策、こういう事務を追加してきたということあります。ですから、これらの施策を実施することで、空き周波数の創出、電波の追加割当ての回避を実現し、そして無線局全体の受益を確保してきたと、こういうことが

私言えると思うんです。

ですから、この電波利用料の見直しにつきましては、パブコメやヒアリング等も行いますけれども、受益者である無線局免許人の理解を得て進めるということを前提にしながら、適切なバランスに努めてまいりたいと、このように考えます。

続きの議事録(2/4)は、[こちら](#)です。